

平成21年度防府市農業災害緊急対策資金利子補給金交付要綱

平成21年9月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成21年7月の豪雨により被害を受けた農業者に対し、経営の安定を図ることを目的に市の行う利子補給について必要な事項を定めるものとする。

(利子補給対象者)

第2条 本要綱に定める利子補給は、防府とくち農業協同組合（以下「農協」という。）の定める「平成21年7月豪雨災害等による緊急対策資金貸付要領」に基づき経営資金の融資を行った農協に対して行う。

ただし、融資を受けた者に市税の滞納がある場合は、その者に限り対象としない。

(利子補給の率及び期間)

第3条 市は、農協が融資を行った金額の貸付利息に対し、毎年度予算の範囲内で、年0.5%の利子補給を、平成21年度から最長で平成41年度まで行うものとする。

(融資に係る利子補給の承認申請)

第4条 農協は、前条の利子補給を受けようとするときは、利子補給補助金承認申請書（別記様式第1号）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、利子補給申請書を受理したときは、内容を審査の上、諾否の決定を行い、農協にその旨を通知するものとする。

(利子補給の額)

第5条 当該資金の貸し付けに係る利子補給の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間における当該資金につき算出した融資平均残高(当該期間中の毎日の残高(延滞金を除く)の総和を当該期間中の口数で除して得た額とする。)に対し、当該利子補給率の割合で計算した額とする。

(利子補給金の交付)

第6条 農協は、前条で定める期間の末日から1月以内に、利子補給補助金交付申請書（別記第2号様式）と第7条に定める書類を提出しなければならない。

(納税確認等同意書の添付)

第7条 農協は、利子補給補助金交付申請書を提出するさい、第2条に定める融資を行った者から、納税確認同意書（別記第3号様式）を徴し、利子補給補助金交付申請書

に添付しなければならない。

(利子補給の承認)

第8条 市は、利子補給補助金交付申請書の提出を受け、適当と認めるときは、利子補給金の交付を決定し交付するものとする。

(利子補給が適当でない者についての協議)

第9条 市と農協は、利子補給は適当でない者等について、必要に応じ協議を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

